

伊那市創造館団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊那市創造館条例（平成21年伊那市条例第23号）第14条第3項の規定により、伊那市創造館（以下「創造館」という。）において社会教育に関する事業を行う団体の登録について、審査の基準を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録を認める団体は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 歴史、文化、民俗、自然科学、教育等に関する事業を行うことを目的として組織された公の支配に属しない団体であること。
- (2) 5名以上で組織され、かつ、市内に住所を有する者がその主たる構成員であること。
- (3) 新規の会員を広く一般に募集し、将来にわたり団体の活性化が図られること。
- (4) 学習、研究等の成果を一般市民を対象に年に1回以上発表すること。この場合において、発表の方法は、講演会、講座の開催又は展示発表等とする。
- (5) 創造館との共催事業の実施又は創造館の事業への講師の派遣、資料の提供及び施設の維持管理等運営全般への協力を行うこと。

(申請)

第3条 登録を申請しようとする団体は、創造館団体登録申請書（様式第1号）を伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の創造館団体登録申請書には、構成員名簿及び教育委員会が必要と認める資料を添付しなければならない。

(登録決定書の交付)

第4条 教育委員会は、前条の規定により登録を決定したときは、創造館団体登録決定書（様式第2号）を交付するものとする。

(報告)

第5条 登録された団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げる書類を年度の終了した日以降、遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 教育委員会が必要と認める資料

(登録の取り消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が第2条の各号の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録の申請に偽りがあったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。